



凡 例

記号	名 称
○○○	事業実施想定区域
---	都県界
- - -	市区界
■	埋蔵文化財包蔵地
—	馬土手
□	埋蔵文化財包蔵地消滅
—	馬土手消滅



1:62,500

0 1000 2000 3000 4000 5000

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)

図 3.1-30 埋蔵文化財包蔵地 位置図

3.2 社会的状況

3.2.1 地域における計画・戦略・目標等

1) 地方公共団体が策定した環境に関する計画や総合的な計画等

(1) 千葉地域公害防止計画

千葉県では、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」を作成しました。本計画は、昭和45年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした、公害防止施策に関する計画であり、今回の計画は平成28年度から平成32年度までを計画期間としています。

対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の21市が指定されています。主要な課題として「印旛沼、手賀沼の水質汚濁」、「東京湾の水質汚濁」、「地下水汚染」が挙げられており、それら主要課題に係る環境基準の達成が目標として設定されています。

(2) 環境基本計画

a) 千葉県

千葉県では、平成20年3月に「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づき、各種施策の推進が行われてきました。しかし、計画策定以降、県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化し新たな課題が生じていることから、計画の見直しが行われ平成27年3月に「千葉県環境基本計画」〔改訂版〕が策定されました。

この計画では「ずっと豊かで安心して暮らしていく千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」が県の目標とされました。

また、「全ての県民が環境について考え、行動する」という考え方と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方を併せて「環境自治」と名付け、「地球温暖化を防止する社会」、「生物多様性が確保され、自然と共生する社会」、「健全な循環が維持される社会」の三つの側面から将来の社会の姿を描き、実現を図ることが目的とされています。

さらにこの計画では、環境施策ごとに、県民・市町村・事業者・教育機関・NPO等に望まれる行動が「みんなの行動指針」として示され、施策の展開方向として5つの柱と、さらに21のテーマが設定されており、それぞれについて、「現況と課題」、「目指す環境の姿」、「みんなの行動指針」、「県の施策展開」、「関連する個別計画」、「計画の進捗を示す指標」、「具体的な取り組み例」が示されています。

この計画は、平成30年度までを見通して策定されたものであり、目標の達成状況等について、毎年度客観的な評価が行われています。

b) 市川市

市川市では、平成12年2月に環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するために「第一次市川市環境基本計画」が策定され、その後平成24年3月に第一次計画の成果と課題及び市川市を取り巻く環境の変化等を踏まえた「第二次市川市環境基本計画」が策定されました。

この計画では、「みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ」が基本目標とされ、「自然が息づくまち」、「地球にやさしいまち」、「健やかに暮らせるまち」、「資源を大切にするまち」、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の5つの基本理念のもと施策を進めるとされています。

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とされています。

c) 船橋市

船橋市では、平成23年3月に「船橋市環境基本計画」が策定され、多様な環境問題の解決に取り組んでいます。

この計画では、「みんなでつくり未来へつなぐ恵み豊かな環境」が望ましい環境像と定められ、市民、業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共存する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられることが目的とされています。

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とされています。

d) 松戸市

松戸市では、平成10年4月に環境関連の個別計画や個別事業の基本的な方向を示すための総合的な長期計画として「松戸市環境計画」の策定が行われています。

この計画では、「市民・事業者・市」という松戸市の構成員全員が主体となって環境関連の取り組みを行い、市が掲げる3つの「めざすまちの姿」である「人と生き物が共存しているまち」、「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」、「地球の環境にやさしいまち」の実現を図ることを目標としています。

この計画の期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間とされています。

e) 柏市

柏市では、環境保全施策をさらに推進し、拡大・複雑化する様々な環境問題に適切に対応していくため、「柏市環境基本計画」を改定し、「柏市環境基本計画(第三期)」を策定しました。

この計画では、市民、事業者、市が協働して、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4分野を対象として「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」の実現を図ることを目標としています。

この計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とされています。

f) 八千代市

八千代市では、八千代市第2次環境保全計画が国や千葉県の環境基本計画や八千代市第4次総合計画などの上位計画をはじめ、谷津・里山保全計画、新エネルギー・省エネルギー・ビジョンなど環境の保全に関連する各分野の計画と連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられています。

八千代市第2次環境保全計画の対象地域は市内全域とし、社会経済環境を考慮し

つつ、その対象分野は生活環境、自然環境及び地球環境としています。

この計画の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとされています。

g) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では、平成 15 年 3 月に「鎌ヶ谷市環境基本計画」が策定され、様々な環境施策を推進してきました。その後、今日の環境に対する社会の認識と動きの大きな変化に対応すべく「鎌ヶ谷市第二次環境基本計画」が平成 25 年 3 月に策定され、総合的・計画的に環境施策が行われています。

この計画では、「自然と社会が調和する環境共生都市」が目標とされ、計画の推進にあたっては市民・事業者・行政の具体的な行動につながるよう「身近な行動目標」を取り入れ、幅広い市民の取り組みを目指しています。

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とされており、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとしています。

h) 印西市

印西市では、印西市総合計画に掲げる将来都市像「ひとまち自然笑顔が輝くいんざい」の実現を市の環境基本条例第 3 条の基本理念のもとに、市民・事業者・市が協力し、健康で快適な環境を築くための計画として、新たに「印西市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、「印西市環境基本条例」に基づき、良好な環境づくりに向けた基本的な考え方、目標及び手段を示し、市の個別計画や事業などと相互連携しながら、施策を展開していくこととしています。また、本計画の目標達成には、市民・事業者・市の三者協働が必要不可欠であるため、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境行動指針も示しています。

i) 白井市

白井市では、平成 14 年 3 月に策定された「白井市環境基本計画」が期間満了を迎えるにあたり、平成 24 年 4 月に「白井市第 2 次環境基本計画」が策定しました。

この計画では、「豊かな自然を生かし、大切にするまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にするまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち」、「地球環境の保全に貢献するまち」を市の目指すべき将来の姿とし、この環境像を実現するために環境目標とそれぞれの目標に応じた個別環境施策が設定されています。

この計画の期間は、「白井市第 4 次総合計画」との整合性を保ちながら、平成 24 年度から平成 32 年度の 9 年間とされています。

計画策定以降の社会情勢・環境状況の変化などに対応するとともに、平成 28 年度に開始となる白井市第 5 次総合計画との整合を図るため、平成 27 年度に中間見直しを実施しました。